



経済産業省
関東経済産業局

価格転嫁・取引適正化対策と パートナーシップ構築宣言について

2025年7月

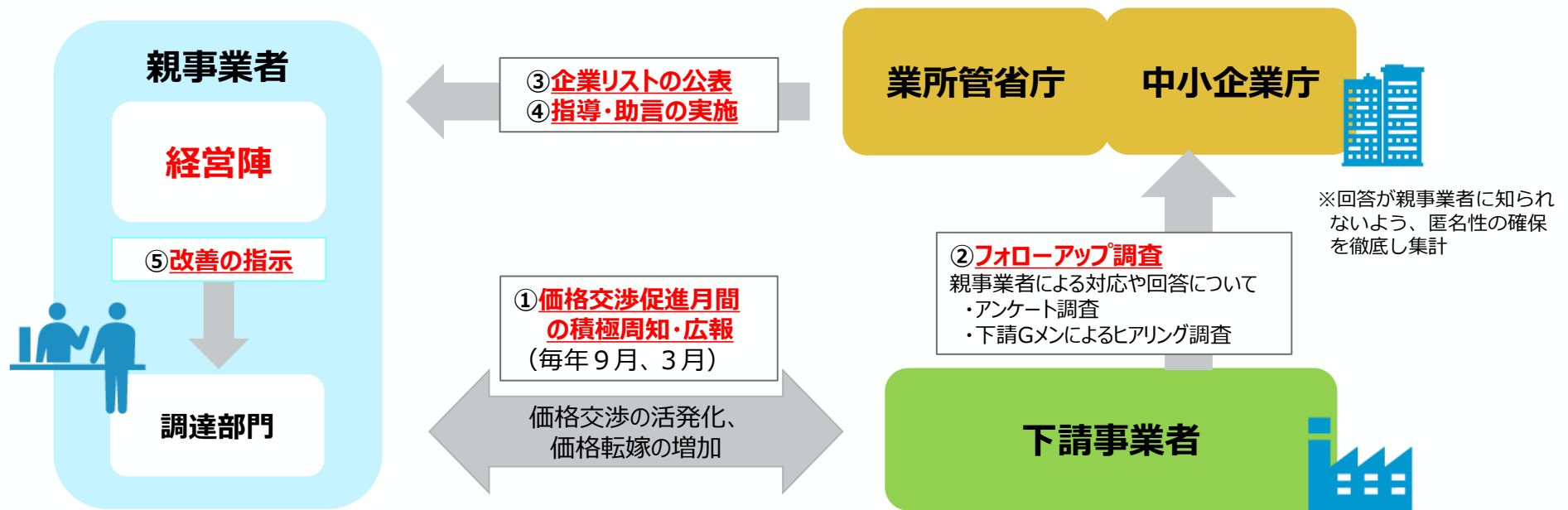
関東経済産業局産業部適正取引推進課

目次

1. 価格交渉促進月間における取組とその調査結果について
2. 価格転嫁促進に向けた取組について
3. 価格交渉に役立つコンテンツ等について

「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、経済界に周知・依頼（①）。
- ⇒ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査（30万社）、②下請Gメンによるヒアリング」を実施し、結果を取りまとめて公表。
- ⇒ 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げてきた。
- 2021年9月に開始。2025年3月までに計8回実施。



2025年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年3月で8回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2024年10月～2025年3月末までの期間における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年4月21日～5月30日

○回答企業数 65,725社（回答から抽出される発注企業数は延べ76,894社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社

※参考：2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

2024年3月調査：46,461社（延べ67,390社）

○回収率 21.9%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年9月調査：17.1%、2024年3月調査：15.5%

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は**52.4%**。昨年9月より**約3ポイント増加**（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から**約3ポイント増の83.1%**。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は**減少**（前回20.1%→16.9%）。
 - 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**。転嫁が困難な企業への**対策が重要**。

直近6か月間における価格転嫁の状況

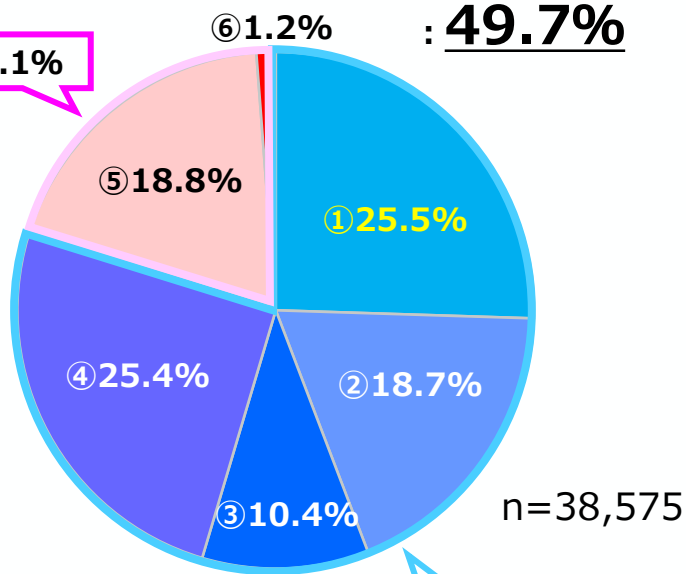
9月

転嫁率【コスト全般】
: **49.7%**

3月

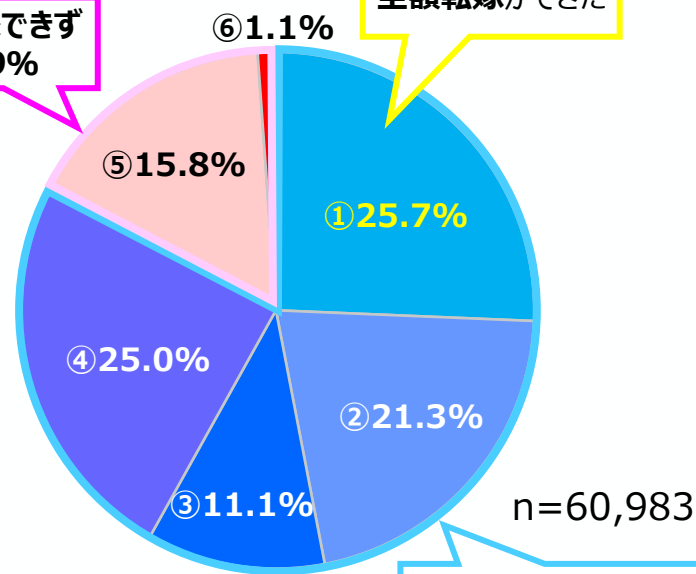
転嫁率【コスト全般】
: **52.4%**

20.1%



79.9%

全く転嫁できず
16.9%



全額転嫁ができた

一部でも価格転嫁できた
83.1%

- ① 10割
- ② 9割, 8割, 7割
- ③ 6割, 5割, 4割
- ④ 3割, 2割, 1割
- ⑤ 0割
- ⑥ マイナス

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

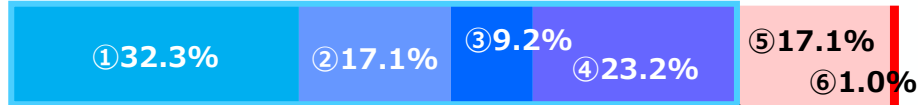
※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

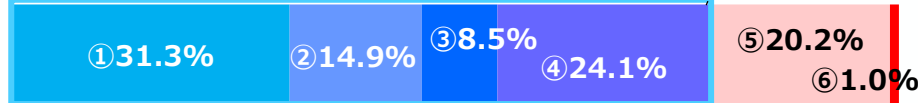
3月

転嫁率：54.5%



9月

転嫁率：51.4%



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

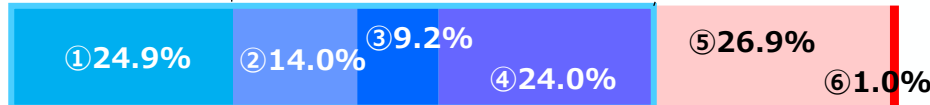
3月

転嫁率：47.8%



9月

転嫁率：44.4%



労務費

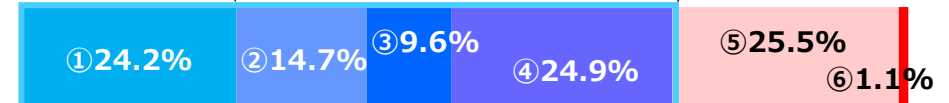
3月

転嫁率：48.6%



9月

転嫁率：44.7%



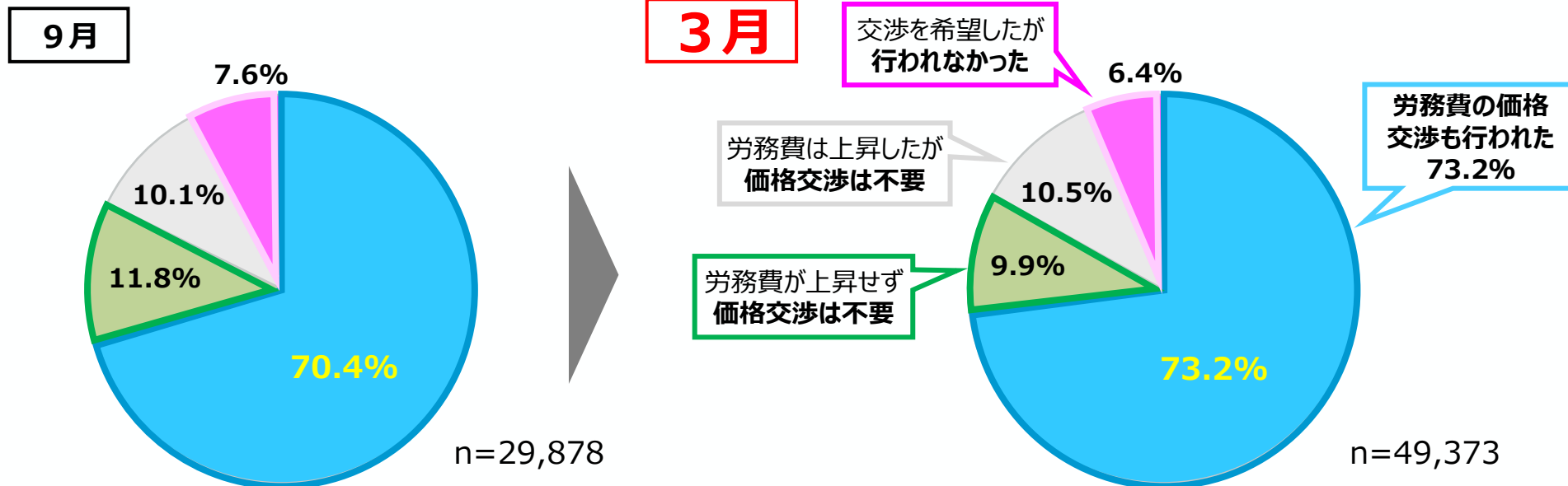
① 10割 ② 9割、8割、7割 ③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割 ⑤ 0割 ⑥ マイナス

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
 - 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

▲ 労務費については**自助努力で解決すべき部分**であるとして、**交渉の協議を拒否された**。

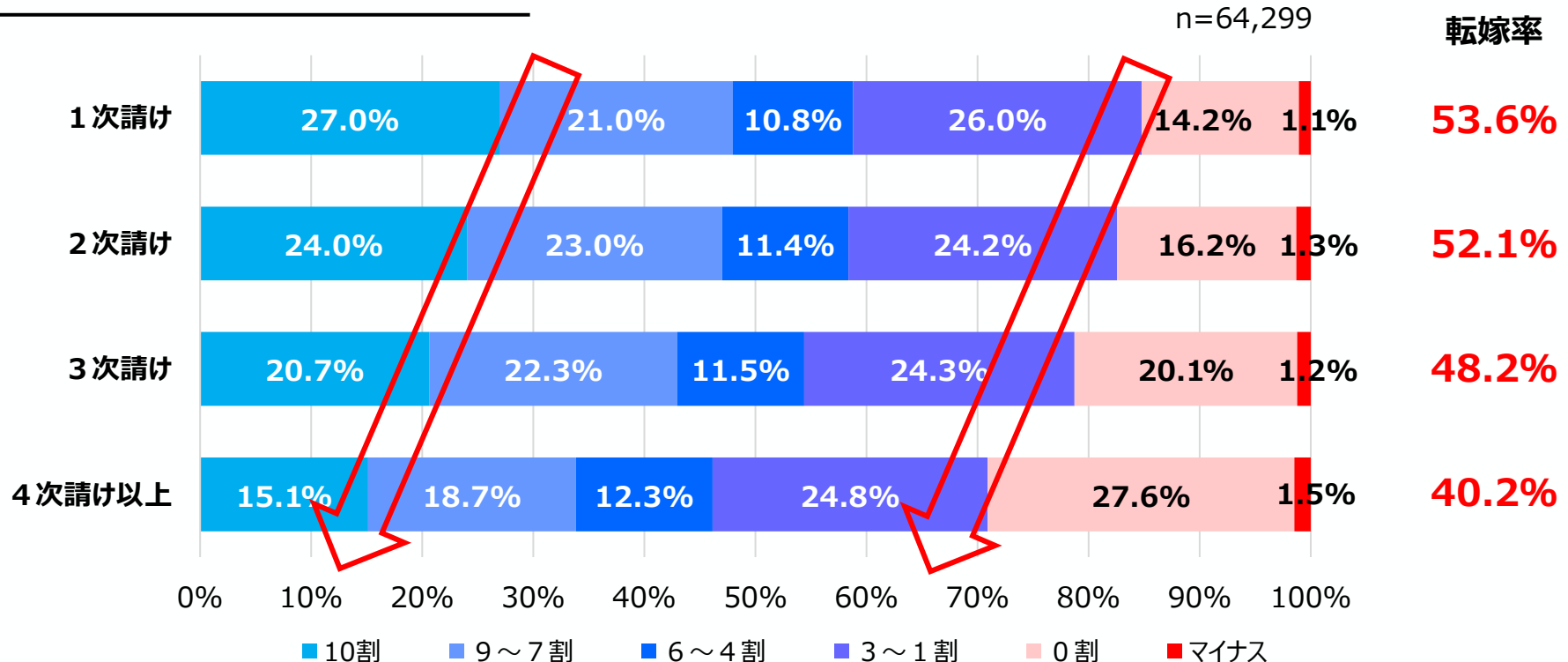
▲ 労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求**があり、**非常に時間がかかった**。

サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超（53.6%）に対し、4次請け以上の企業は4割程度（40.2%）。
- 特に、4次請け以上の階層においては、「全額転嫁できた」企業の割合は1.5割程度にとどまり、「全く転嫁できなかった」又は「減額された」企業は、3割近く（29.1%）に上る。
- いずれの段階においても、前回と比較して、転嫁率は上昇傾向にはあるものの、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向がみられる。
 - より深い段階への価格転嫁の浸透が引き続き課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率

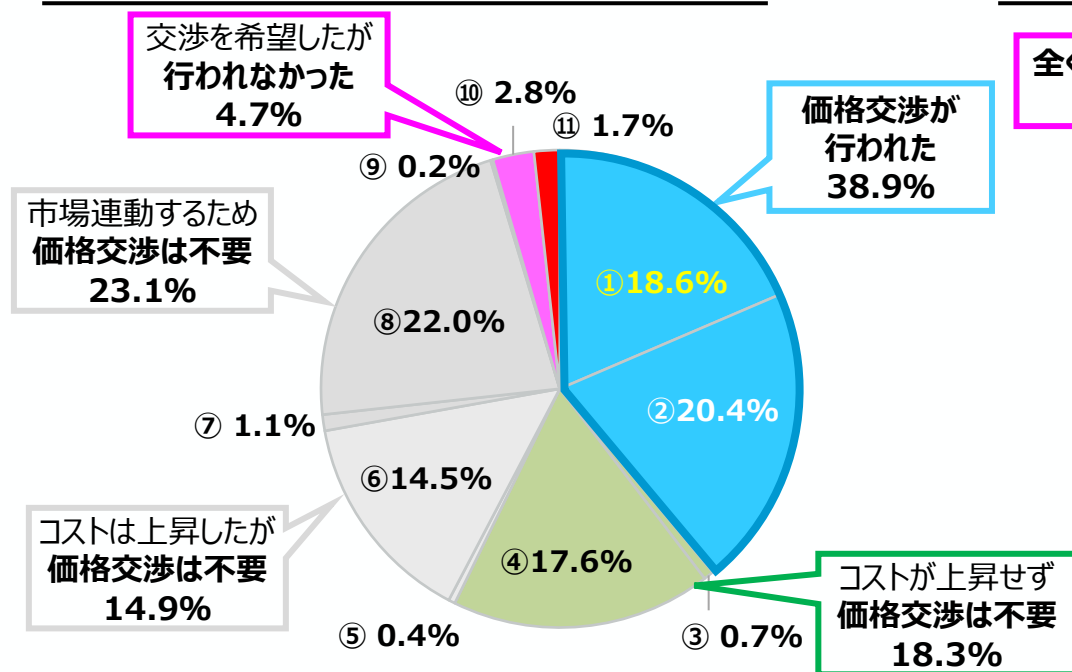


官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

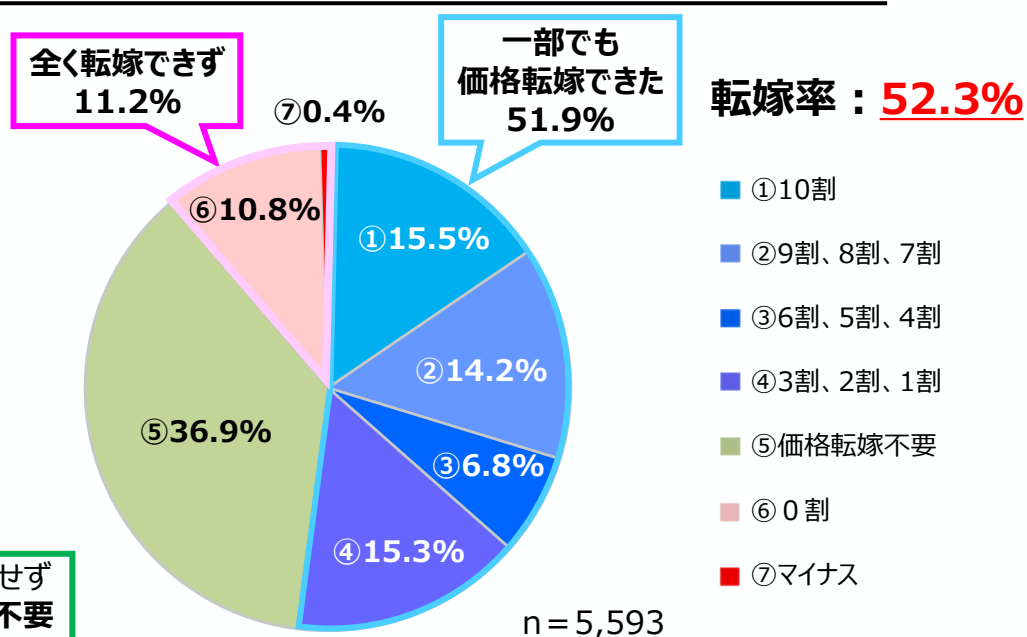
※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の価格転嫁率は、**52.3%**。（「価格転嫁不要」の場合を除く3,528件の回答の平均）
- なお、官公需全体では「入札により価格決定している」割合が**約 9 割**（官公需以外では、約 1 割）。
- 「価格交渉が行われた」割合は、**約 4 割**（前回30.2%→38.9%。官公需以外では、6 割超）。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



直近 6 か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



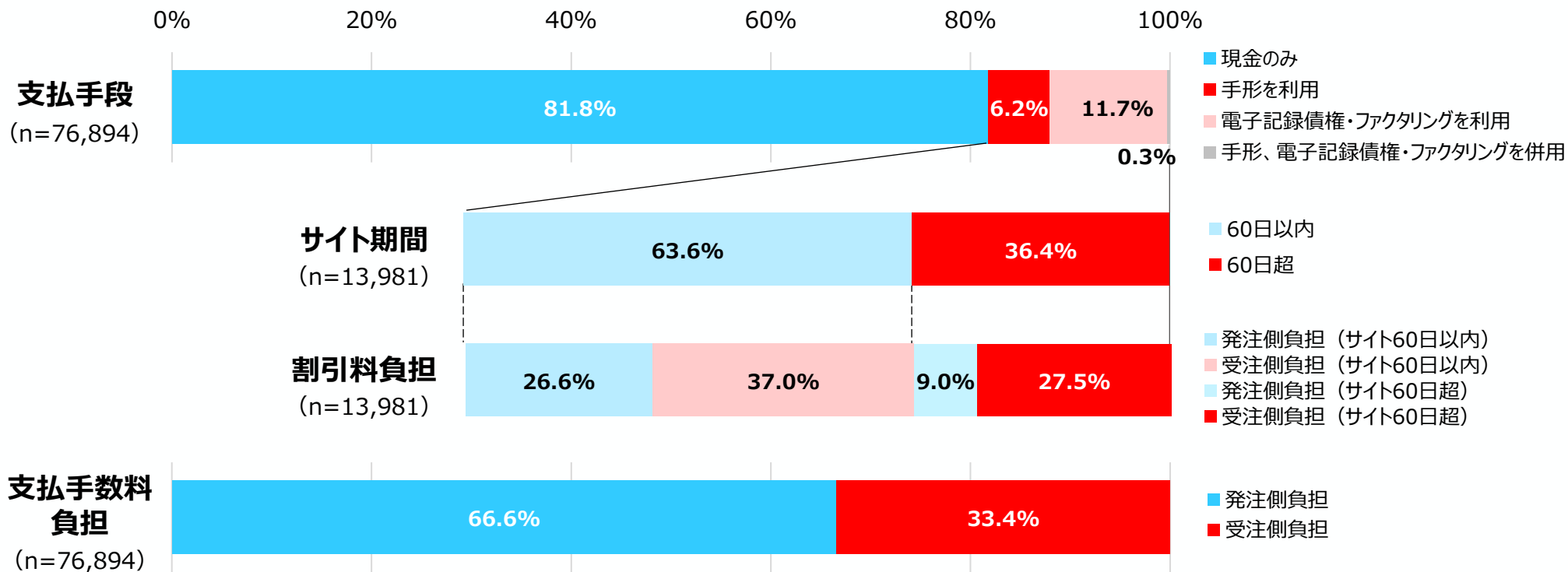
アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- 入札公告時にインフレスライドの対象工事に該当する旨が明記されているので、安心して応札できる。
- ▲価格転嫁について説明をしても、予算がないことを理由にに応じていただけないことがある。
- ▲原価計算を行わずに、受注企業へ一方的な価格を押し付けるため、価格交渉が全くできない。

取引代金の支払条件の状況

- 発注側企業からの取引代金の支払いについて、「全額現金により支払われる」割合は、約 8 割（81.8%）（残りの約 2 割は、支払いの一部又は全部で、手形・電子記録債権・ファクタリングの利用があると回答）。
- 手形等（手形・電子記録債権・ファクタリング）の利用がある場合に、「交付から入金までの期間（サイト）が「60日以内」である割合は、約 6 割（63.6%）。「割引料を発注側企業が全額負担している」割合は、4 割弱（35.6%）。
- 支払手数料の負担について、「発注側企業が全額負担している」割合は、7 割弱（66.6%）。



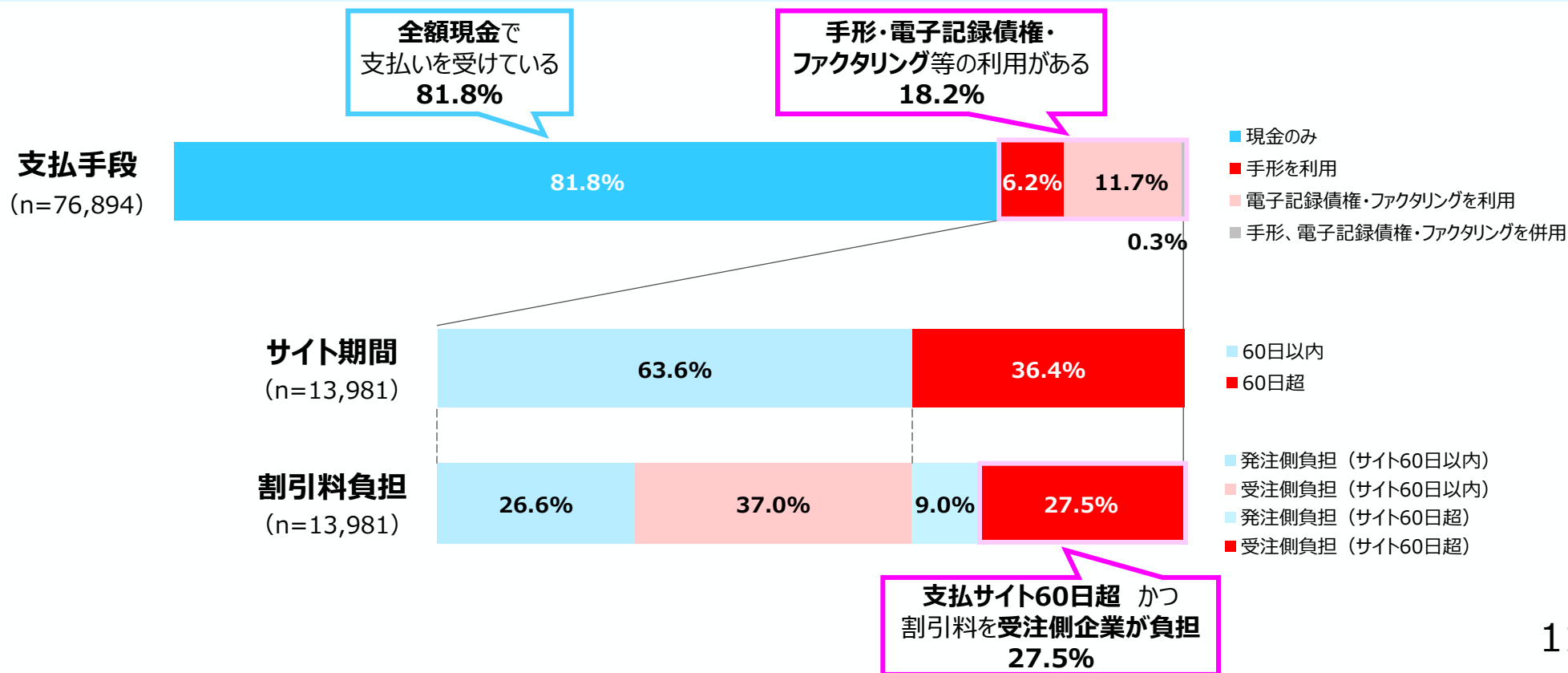
アンケート回答企業からの具体的な声 【凡例】 ○：よい事例、▲：問題のある事例

○以前は、支払いがサイト120日の手形決済であったが、現在は翌月全額振込になり、資金繰りが改善した。

▲支払サイトの短縮を依頼したが、その分の金利を要求された。

手形等の支払サイト期間・割引料負担の状況

- 取引代金の支払いに手形等が利用されている場合、交付から入金までの期間（サイト）が「**60日以内**」である割合は、**約 6 割**（63.6%）。「割引料を発注側企業が全額負担している」割合は、**4 割弱**。
 - 一方で、同期間が「**60日を超える**」割合は**約 3 割超**（36.4%）。
 - また、交付から入金までの期間が「**60日超**」かつ「割引料を受注側企業に負担させている」割合は、手形等を利用している企業のうち、**約 3 割**（27.5%）に上る。
- 「取引代金の支払いは**可能な限り現金による**ものとする」旨や、「割引料等のコストについて、**受注側企業の負担としない**」よう定めた**振興基準の更なる周知・徹底が重要**。



価格交渉・転嫁の回答状況のリスト（一部）（2024年9月の価格交渉促進月間の結果）

● 1月21日、より一層の自発的な取引慣行の改善を促すため、下請中小企業10社以上から回答があった発注側企業全て（民間211社及び6の国・地方公共団体）について、「交渉・転嫁の状況」を整理した企業リストを、経済産業大臣より公表したところ。

法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
1010001000006	五洋建設(株)	17	ア	イ
1010001001805	鹿島道路(株)	14	イ	イ
1010001008668	J F E スチール(株)	19	ア	イ
1010001092605	ヤマト運輸(株)	67	イ	ウ
1010001098619	日鉄物流(株)	16	ア	イ
1010401029009	美和ロック(株)	11	エ	ウ
1010601006939	(株)吉野工業所	10	ウ	ウ
5011601000515	一建設(株)	10	エ	イ
5013201004656	(株)パスコ	11	ア	イ
7010401057862	タマホーム(株)	19	エ	ウ
7010401088742	(株)大林組	43	ア	イ

（価格交渉/
転嫁の評価）

下請中小企業からの
価格交渉、価格転嫁
についての回答の
平均値（※10点満点）
をア、イ、ウ、エの
4区分で整理。

ア：7点以上、

イ：7点未満、
4点以上

ウ：4点未満、
0点以上

エ：0点未満

目次

1. 価格交渉促進月間における取組とその調査結果について
- 2. 価格転嫁促進に向けた取組について**
3. 価格交渉に役立つコンテンツ等について

政府の取組（取引適正化、価格転嫁対策）

原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で適切に負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するため、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。

1) 業界への働きかけ

- ① **業種別ガイドライン**（21業種） **自主行動計画**（30業種・80団体）
- ② **価格交渉促進月間**（9月、3月）
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言する **パートナーシップ構築宣言**（70,000社超）

2) 法律の厳正な執行

- ① **下請代金法**（規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。）
- ② **下請振興法**（望ましい取引のあり方（振興基準）を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。）
- ③ **特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律**
（フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても。2024年11月1日施行。）

3) 実態把握・相談対応

- ① **下請Gメン**（H29:80名（配置時）→R7:330名（現在））によるヒアリング
- ② **知財Gメン**によるヒアリング
- ③ **よろず支援拠点の「価格転嫁サポート窓口」、下請かけこみ寺による相談対応**

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（２）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（３）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（４）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（５）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（１）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（２）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（３）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（４）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



1. 宣言の骨子

- （1）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- （2）下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

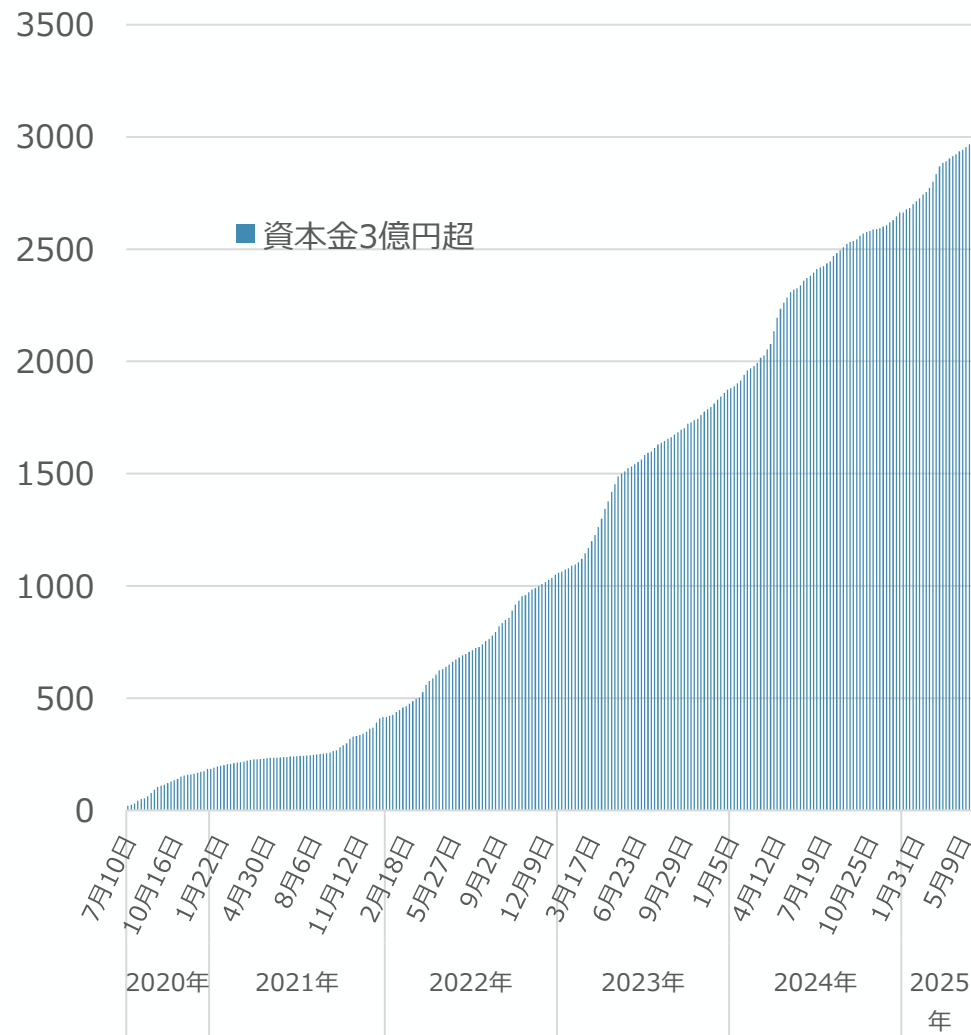
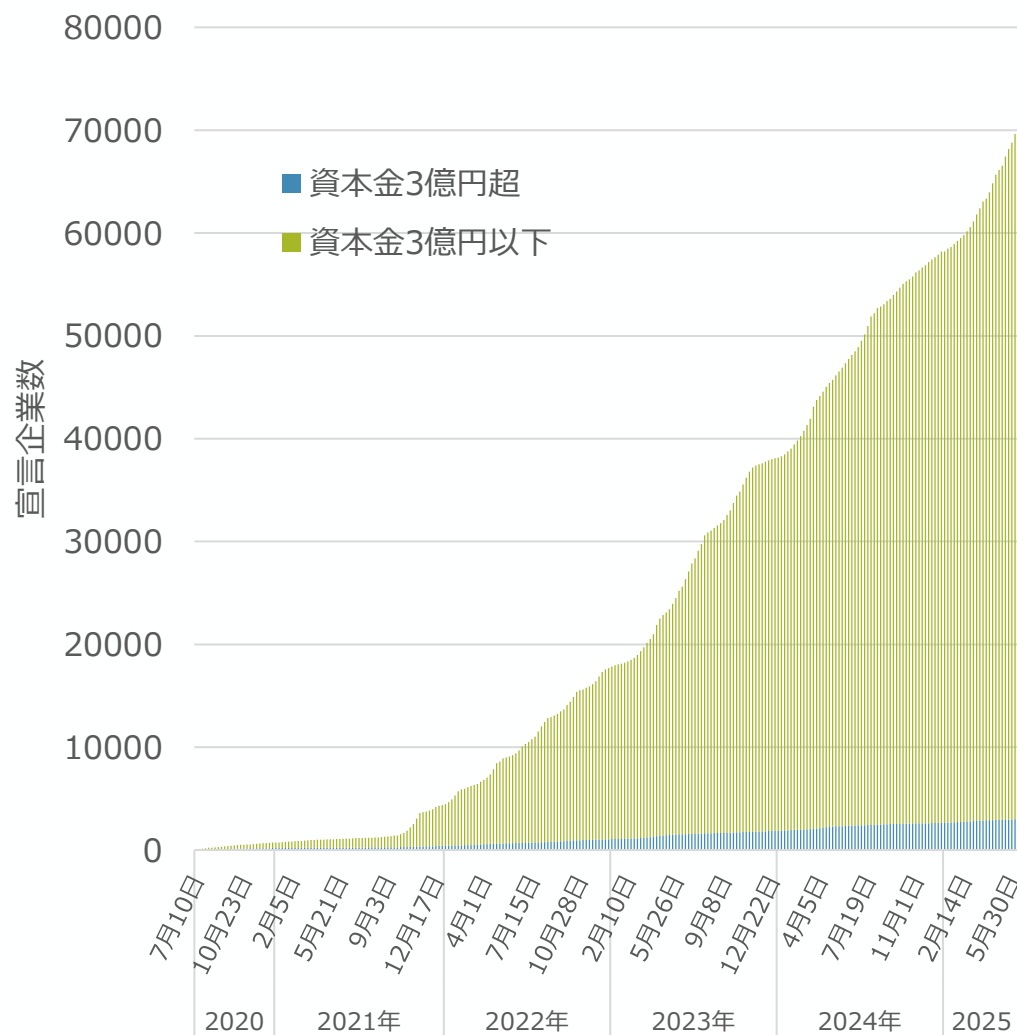
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ **【共同議長】経済産業大臣**、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商会頭、連合会長
※第5回は、臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官が出席。
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日、第6回は2025年2月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2025年6月13日時点で**70,248社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,998社**）

■宣言数の推移



地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 宣言の更なる拡大に向けて、2023年2月に、経済産業大臣から地方経済産業局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体補助金での加点措置」などの地域での取組が47都道府県まで拡大。

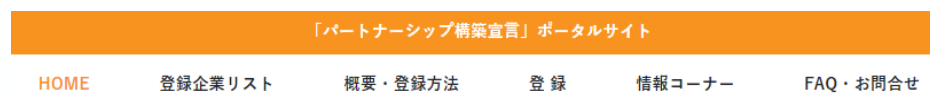
〈パートナーシップ構築宣言の拡大に向けた各地域の取組の現状（2025年2月7日時点）〉



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営する**ポータルサイトに掲載・公表**されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の**「ロゴマーク」**を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能**です。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト

現在の登録数

11138 社

「パートナーシップ構築宣言」の

概要

登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の

登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



■SDGSアクションプラン2023

SDGsを推進するための具体的な施策を政府がとりまとめた「SDGSアクションプラン2023」において、パートナーシップ構築宣言の推進が、以下の6つの目標に関する施策として登録されています。宣言内容に応じて、これらの目標と紐付けて自社の活動のPRいただくことが可能です。

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 13.気候変動に具体的な対策を
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-1

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

<中小企業庁補助金>

● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- ➡革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中小企業等の**設備投資等**を支援。

● 事業再構築補助金

- ➡新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等、思い切った**事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等**を支援。

<資源エネルギー庁補助金>

● ①需要家主導型太陽光発電及び②再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金

- ➡①需要家が小売電気事業者・発電事業者と一体となって取り組む**太陽光発電の導入や蓄電池の併設**を支援。
- ➡②FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、**蓄電池の導入**を支援。

● ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業

- ➡民間の大規模建築物について**ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化**を支援。

● 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

- ➡**省エネルギー設備**に入れ替える企業を支援。

● 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

- ➡**避難所や避難困難者が多数生じる施設等**に設置する**LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費**を支援。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-2

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

＜経済産業省補助金＞

● 伝統的工芸品産業支援補助金

- ➡「**伝統的工芸品産業の振興に関する法律**」に基づき、組合、団体及び事業者等が実施する事業に要する経費を支援。

● 皮革産業振興対策事業費補助金

- ➡**皮革関連産業**の商品開発力やデザイン力の向上と消費者への認知度を高めるための**見本市の開催やPR事業等**を支援。

● 地域復興実用化開発等促進事業費補助金

- ➡**福島**イノベーション・コースト構想において重点的に取り組む分野について、地元企業等又は地元企業等と連携して行う**実用化開発等**を支援。

● コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金

- ➡収益チャネルの多様化や顧客体験価値の向上を行うコンテンツに関する**イベントの実施に関する費用等**を支援。

● 中堅・中小成長投資補助金

- ➡中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した**省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援**。

● アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業

- ➡**アジア新興国等の外国人材を対象に**日本企業が有する**カーボンニュートラル実現のための先進技術に関するセミナーや寄附講座の開設等**を支援。

● 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門 家派遣・寄附講座開設事業）

- ➡**海外展開の促進等**に向け、日本における研修や講義及び開発途上国の製造現場等を活用した専門家による指導、**開発途上国**の高等教育機関等における寄附講座の開設等を通じた**現地人材の育成・獲得を支援**。

● ワクチン生産体制強化製造拠点等整備事業補助金

- ➡平時に生産しているバイオ医薬品を、**有事の際には感染症に対するワクチンを製造できる、両用性を備えたデュアルユース設備の導入等**を支援。

● 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

- ➡被災者の「働く場」を確保し生活基盤を取り戻すため、**被災地の工場等の新增設や企業立地**を支援。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-3

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

＜他省庁補助金＞

● 海外展開・酒蔵ツーリズム補助金

- ➡ **酒類事業者**による**海外展開**（販路拡大・ブランド化）や**酒蔵ツーリズムを推進する取組**を支援。

● 新市場開拓支援事業費補助金（フロンティア補助金）

- ➡ **酒類事業者**による国内外の**新市場を開拓するなどの意欲的な取組**を支援。

● 食品原材料調達安定化対策事業補助金

- ➡ **食品製造事業者等**が原材料の調達に関するリスクに対応するための**調達先の多角化、原材料の切替及び製造コスト削減等**を支援。

● 中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援補助金

- ➡ **中小トラック運送事業者**に対する**テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用 2 段積みデッキの導入等**を支援。

● モーダルシフト等推進事業

- ➡ 温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、**荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取組**を支援。

● 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組事業（SHIFT事業）企業間連携先進モデル支援

- ➡ **企業間で連携したサプライチェーンの脱炭素化の取組**を支援。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義③

- 一定規模以上の企業は、**賃上げ促進税制**を活用時に**宣言が必要**です。**2022年度から拡充**された税制は、**2023年3月末以降の税務申告から適用**されます。

■ 賃上げ促進税制

継続雇用者の**賃金**を引き上げた場合、増加分の**15%以上（最大30%）**を法人税額等から控除。

（適用期間：2022年 4月～2024年3月に始まる事業年度）

【適用要件】

- 通常要件：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**3%以上**増えていること

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、上記の要件に加え、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要

- 上乗せ要件①：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**4%以上**増えていること
- 上乗せ要件②：教育訓練費の額が、前事業年度より**20%以上**増えていること

【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額の**15%**を法人税額又は所得税額から控除

税額控除率を**10%上乗せ**

税額控除率を**5%上乗せ**

マルチステークホルダー方針の中で、**パートナーシップ構築宣言**を公表していることが必要

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義④

- **コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「**取引先との公正・適正な取引**」が新たに位置づけられた。
- また、**コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針**においては、**取締役会の役割**として、「**パートナーシップ構築宣言**」の**宣言状況・実行状況を監督**することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則2－3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）

(平成29年3月策定・平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂CGSガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を**行っているかどうか**についての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について**取締役会が監督**することが有益である。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義⑤

- **日本政策金融公庫の「企業活力強化資金」**において、パートナーシップ構築宣言を宣言している企業が、**宣言内容に基づく取組を実施するために必要な設備資金や長期の運転資金について、長期固定金利の資金融資を受けることが可能。**

企業活力強化貸付

JFCC 日本政策金融公庫
中小企業事業

日本政策金融公庫 中小企業事業の

企業活力強化資金

中小事業者・サービス事業者などの経営の近代化や流通機構の合理化、下請中小企業の振興、空き店舗などの解消を図る中小企業者を支援します。

対象者

経営の近代化、合理化および下請中小企業の振興など
を図る中小企業の方

次世代を見据えた
経営のために。

融資限度額

直接貸付
7億2千万円

代理貸付
1億2千万円

金利
長期固定

融資期間

設備資金
20年以内
(うち償還期間15年以内)

運転資金
7年以内
(うち償還期間5年以内)

	ご利用いただける方	ご利用いただける資金 (注1)	融資限度額	融資利率 (注2)	融資期間
A	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など	次の①～④に必要な設備資金および長期運転資金並びに⑤に必要な長期運転資金 ①合理化、共同化などを図るための設備の取得 ②セルフサービス店の取得 ③集配センターの取得(卸売業者に限る) ④ショッピングセンターへの入居(卸売業者を除く) ⑤販売促進・人材確保		設備資金 2億7千万円まで(土地に係る資金は除く) 特別利率① (一定の要件を満たす商店街の空き店舗へ出店するために必要な資金および地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合などの地区において事業を行うために必要な資金については、2億7千万円を限度として、特別利率②) 2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率	
B	中心市街地関連地域(大規模店関連地域の一部および中心市街地など)において卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業を営む方 (注3)	上記Aの①～④および新分野への進出に必要な設備資金および長期運転資金並びに⑤に必要な長期運転資金		2億7千万円まで 特別利率②、① 2億7千万円超 基準利率	
C	中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活性化事業計画の認定に基づき、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業および同法第7条第10項第1号に掲げる事業のいずれかの事業を実施する方	当該事業を実施するために必要な設備資金および長期運転資金		特別利率③	設備資金 20年以内 (うち償還期間12年以内)
D	中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活性化事業計画の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など	上記Bと同じ		2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超 基準利率	運転資金 7年以内 (うち償還期間2年以内)
E	下請中小企業振興法に基づき特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する方	認定計画の実施のために必要な設備資金および長期運転資金	直接貸付 7億2千万円	2億7千万円まで(土地に係る資金は除く) 特別利率① 2億7千万円超 基準利率	
F	取引先に対する支払条件の改善に取り組む方	ご利用いただける方が必要な設備資金および長期運転資金	代理貸付 1億2千万円	基準利率 ただし、手形を完全現金化する方または手形サイトを60日以内に短縮化する方が必要とする資金については2億7千万円まで 特別利率①	
G	親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方	ご利用いただける方が必要な設備資金および長期運転資金		基準利率 ただし、脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方が必要とする資金については、2億7千万円まで 特別利率②	
H	「パートナーシップ構築宣言」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公表している方	「パートナーシップ構築宣言」に記載された方針に基づく取組を実施するために必要な設備資金および長期運転資金		基準利率	

第3回パートナーシップ構築シンポジウムと表彰

- 2022年度から、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、意義の浸透、実効性の向上と、サプライチェーン全体での協力拡大に向けた機運醸成を目的として、シンポジウムの開催とともに、経済産業大臣賞を創設し、サプライチェーンでの新たな連携に取り組む優良事例を表彰・紹介。
- 2023年度、世間の注目度が高く政府としても注力しているテーマ特別賞（GX賞）や、サプライチェーンの付加価値向上に率先して取り組む中小企業賞を新設。
- 2024年度は、3月13日（木）に第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催。

日時：2025年3月13日（木）14:30～16:05

会場：ベルサール虎ノ門

※オンライン配信を組み合わせたハイブリッド形式

主催：経済産業省

後援：日本経済団体連合会、日本商工会議所
、日本労働組合総連合会

プログラム

14:30-14:33 開会ビデオメッセージ（武藤経済産業大臣）

14:33-14:45 基調講演（サントリーホールディングス株式会社
取締役専務執行役員 木村 穰介）

14:45-15:10 優良企業の表彰・講評（審査委員長 後藤康雄 成城大学教授）

15:10-16:00 受賞企業による、取組事例のプレゼンテーション

16:00-16:05 閉会挨拶（日本商工会議所 会頭 小林 健）



経済三団体連名のパートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた要請（2024年1月17日）

構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けて
～価格転嫁など取引適正化の推進～

2024年1月17日
日本経済団体連合会 会長 十倉 雅和
日本商工会議所 会頭 小林 健
経済同友会 代表幹事 新浪 剛史

わが国経済は、コロナ禍からの活動正常化に伴い、設備投資意欲が顕在化し、約30年ぶりの高い賃上げが実現されるなど、停滞から成長への転換局面を迎えている。デフレからの完全脱却を図るべく、構造的な賃上げや投資拡大による経済好循環を実現していく主体は、我々民間、経済界である。経済好循環の実現は、全従業員数の約7割を雇用する中小企業が自己変革による付加価値拡大とともに、価格転嫁を通じて持続的な賃上げの原資を確保できるかが鍵となる。

昨年1月、経済3団体で「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上について共同要請を発出し、宣言企業数は倍増し、政府の取組みも強化されてきているが、公正取引委員会や中小企業庁の調査では、未だ十分な価格転嫁が進んでいるとは言いがたいのが実情である。

ここに経済3団体として、会員企業、特にサプライチェーン上位に位置する大企業、中堅企業に対して、「パートナーシップ構築宣言」の趣旨の徹底と実行を強力に進めるとともに、未宣言企業に対して宣言への参画を呼びかける。

1. 経営者自らが先頭に立った、取引適正化への取組み強化

- ・ 経営者自らが先頭に立ち、「パートナーシップ構築宣言」について、積極的に宣言・公表を行うとともに、実行とフォローのための社内体制を明確に示し、取引適正化の徹底を図る。
- ・ 大企業等の発注者は、受注者である中小企業等の要請に真摯に向き合うとともに、中小企業等の受注者は、臆することなく価格交渉を申し入れ、価格転嫁を新たな商習慣としていく。
- ・ 宣言内容について、下請中小企業法に基づく振興基準の改正等を踏まえ、不断に見直すとともに、直接の取引先を通じて、その先の取引先へ働きかけることで宣言の実効性確保と社会全体への浸透を図る。

2. 労務費を含む適切な価格転嫁の推進

- ・ 業界の商習慣等により対応が極めて困難な労務費の転嫁を推進するため、昨年11月、内閣官房と公正取引委員会から「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表された。発注者及び受注者双方が同指針に示された「12の行動指針」（別添参照）に沿った行為を徹底することで、持続的な賃上げと価格転嫁の商習慣化をサプライチェーン全体で実現させる。
- ・ とりわけ、経営トップが社内外に方針を示すとともに、最低賃金上昇率、春季労使交渉の妥結額・上昇率等公表資料を基に価格交渉・転嫁を行う。

3. サプライチェーン全体の成長に向けた取組み

- ・ サプライチェーン全体で商品・サービスの付加価値向上を図るとともに、適正価格での提供について最終消費者の理解を得られるよう啓発を行う。政府には、メディア等を活用し、「良いものには値が付く」ことへの理解促進を図られたい。
- ・ パートナー企業との連携により、サプライチェーン全体での付加価値向上を図る。人手不足が深刻化する中、デジタル化による生産性向上や省力化など、下請中小企業単体では対応が難しい課題解決にも積極的に挑戦する。
- ・ 自社の属する業種・業界・サプライチェーンにおける課題を適切に把握するとともに、業界内で依るべき優良な取引慣行について体系的な改善サイクルの確立を図る。

以上

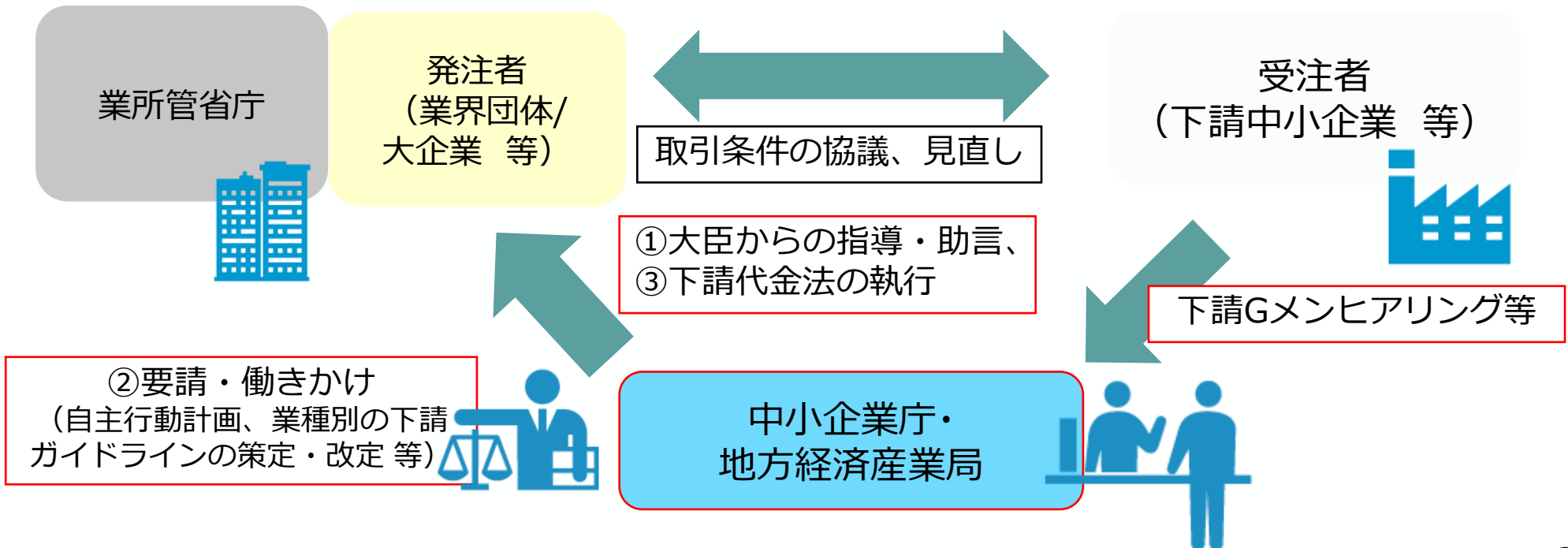
下請Gメンの活動について

・2017年4月から取引調査員（下請Gメン）を全国に配置

2017年4月～：80名、 2021年4月～：120名、 2022年4月～：250名、 **2023年1月～：300名、
2024年4月～330名（現在）**

・下請Gメンは、幅広い業種の下請中小企業から、取引の実態等をヒアリングし（年間1万件超）、問題ある商習や、業界・個社の問題事例を、業種ごと・取引ごとに分析。その情報を以下の通り活用。

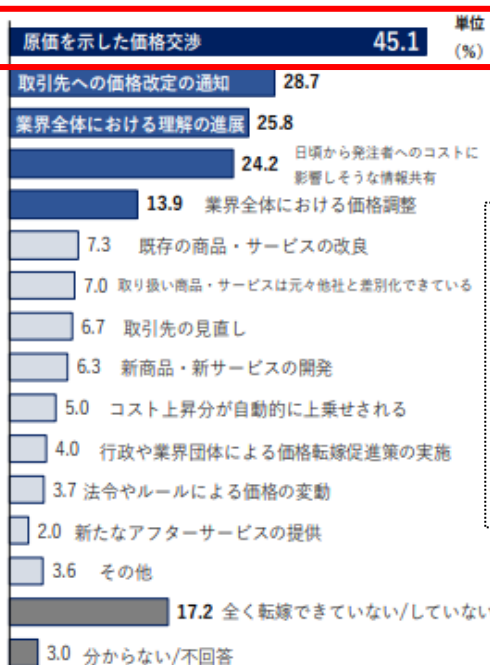
- ①（望ましい下請取引の在り方である）振興基準の改正や、個別企業への事業所管大臣からの指導・助言
- ② 各業界団体による取引適正化のための自主行動計画の策定・改正や、業所管省庁による業種別の下請ガイドラインの策定・改正に向けての要請・働きかけ
- ③ 公正取引委員会・中小企業庁が執行する、下請代金法に基づく取締りの端緒情報として活用 等



価格転嫁サポート窓口

- 価格転嫁ができた企業のうち、多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。
- このため、令和5年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- また、商工会議所・商工会等の地域支援機関に対して、価格交渉ハンドブックを配布するとともに、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行うことで、中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。

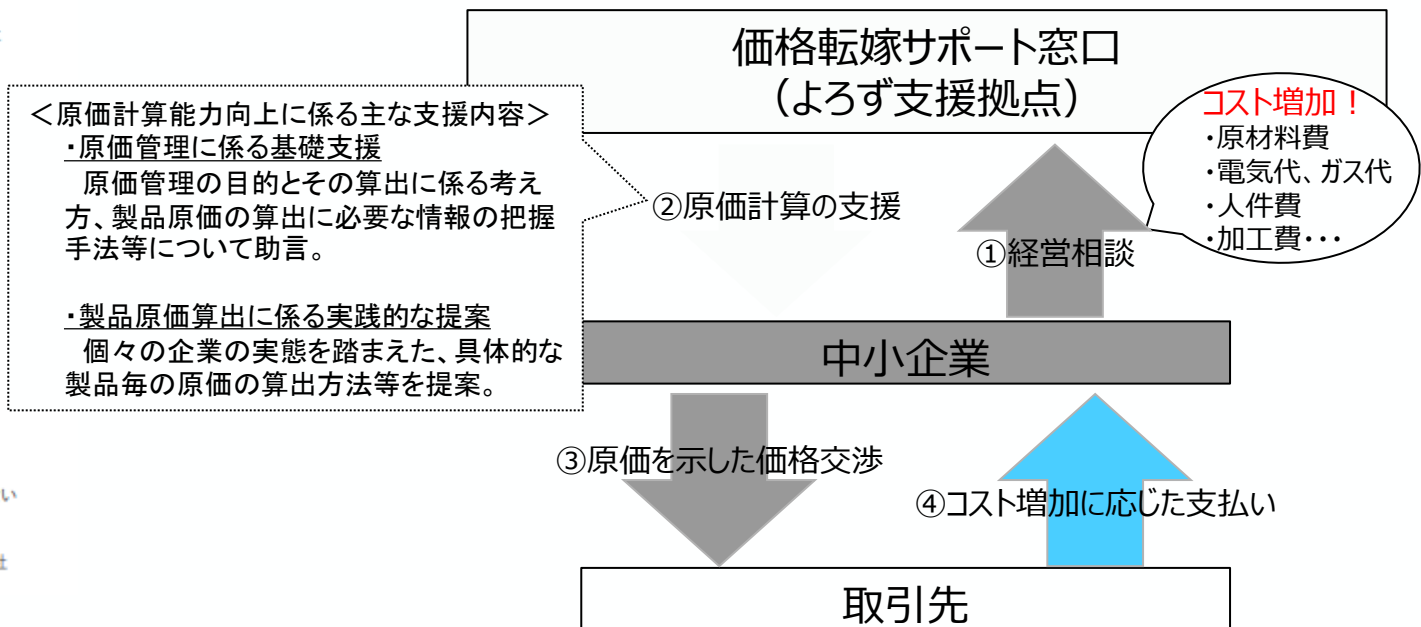
価格転嫁ができた理由（複数回答）



下請Gメンのヒアリング結果としても以下の事例を把握。

➤ 2023年3月に原材料費、労務費高騰の資料を提示し、4月中に提示どおりの価格で決着した。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞



下請かけこみ寺

- 下請代金の減額や、消費税の転嫁など、**企業間取引に係る各種相談への対応**や、**裁判外紛争解決手続（ADR）**を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置。

中小企業

個人事業主

フリーランス

の皆さん

知財の侵害・保護

代金の未払い

買いたたき

不当なやり直し

受取拒否

返品

値引き

抱えていませんか？

取引上の悩み

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を！

下請かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

相談無料 全国48か所 秘密厳守 匿名相談可能 0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

無料相談（相談員・弁護士）

例えば…

- ① 支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ② お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。
- ③ 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。

電話相談

電話で相談員がお答えします

オンライン相談

オンライン上の対面で相談員がお答えします

対面相談

対面で相談員がお答えします

相談事例

下請かけこみ寺 相談員ダイヤル 0120-418-618

【受付時間】 平日9:00～12:00 / 13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

調停による 紛争解決手続（ADR）

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

（下請かけこみ寺のサイト）

下請かけこみ寺は全国に設置しています。

0120-418-618

（お近くの下請かけこみ寺につながります）

中小企業庁 中小企業庁委託事業 （公財）全国中小企業振興機関協会

30

目次

1. 価格交渉促進月間における取組とその調査結果について
2. 価格転嫁促進に向けた取組について
3. 価格交渉に役立つコンテンツ等について

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

(2023年11月29日 内閣官房・公正取引委員会より公表)

本指針の性格

- 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者双方の立場からの行動指針**。
- 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行う事が必要。
- 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する12の行動指針

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】本社（経営トップ）の関与
- 【行動②】発注者側からの定期的な協議の実施
- 【行動③】説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 【行動④】サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 【行動⑤】要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 【行動⑥】必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】相談窓口の活用
- 【行動②】根拠とする資料
- 【行動③】値上げ要請のタイミング
- 【行動④】発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】定期的なコミュニケーション
- 【行動②】交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

適正取引支援サイト

価格交渉のノウハウや関連法規等の習得のため、主に下請中小企業者を対象とした「e-learning」「オンライン講習会」を実施。

URL : 「<https://tekitorisupport.go.jp/>」



適正取引講習会オンライン 価格交渉サポート 準備編

価格交渉サポート（準備編）



3. 事前検討事項

関係資料や対応事例

- コスト(原材料、エネルギー、運賃、人件費)推移資料
- 過去のコスト高騰(暴落)時の自社方針や対応事例

自社の実態

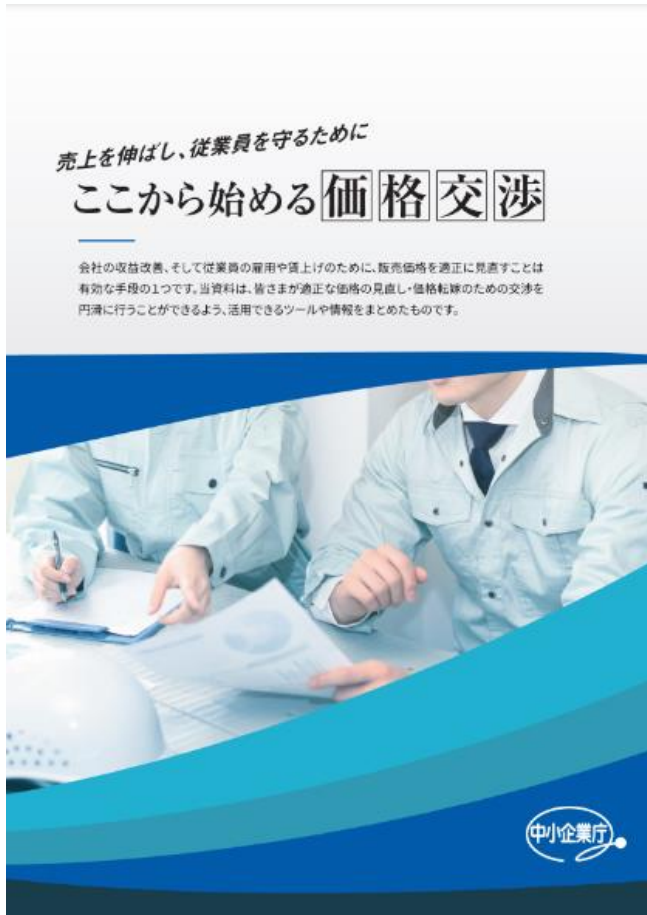
- コスト高騰(暴落)が自社製品価格に影響する度合い
- 自助努力による吸収度合いなどの実態

相手の対応模索

- 相手の要望を聞き出し合意点を探る
- 短期と中期の解決策を立て、相手の協力意思を探る



価格交渉ハンドブック・ここから始める価格交渉



◆中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック(改訂版)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf



◆ここからはじめる価格交渉(受注者における価格交渉のポイントをまとめたリーフレット)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/hajimeru_kakaku_kosho.pdf



価格転嫁検討ツール

- ・仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等のコスト増加分を価格に反映させたい
中小企業・小規模事業者の皆様がコスト高騰前と同水準の利益を確保するために
目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツールです。
- ・無料で利用することができます。（利用はパソコンからお願いします。）

 価格転嫁検討ツール

価格転嫁の必要性が“どのくらい”かみえる
“価格転嫁”検討ツール

- ① 商品別の収支状況を把握
- ② 数値を入れ替えて検証
- ③ 目指すべき取引価格を試算

検討をはじめる
(登録不要・無料)

※ツールのご利用はパソコン（PC）からお願いします。



④ 操作方法マニュアル ツール操作のお問い合わせ 経営の知恵袋(コラム) 価格転嫁に関する支援情報 ご意見・ご要望 

価格転嫁検討ツールとは

仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等のコスト増加分を価格に反映させたい中小企業・小規模事業者の皆様が
コスト高騰前と同水準の利益を確保するために目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツールです。

URL: 「<https://kakakutenka.smrj.go.jp/kakakukentou/index.html>」



違反行為情報提供・申告窓口

- ・下請事業者が匿名で、「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置しました。
- ・中小企業の皆様からの積極的な情報提供をお待ちしております。

1.公正取引委員会・中小企業庁では、以下URLの情報提供フォームを通じて、買ったたきなどの違反行為をしていると思われる親事業者に関する情報を広く受け付けます。

2.提供いただいた情報は、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、下請法上の定期調査における対象業種の選定や調査票の送付先の選定（公正取引委員会、中小企業庁）などに活用させていただきます。

3.なお、このフォームは違反行為を詳細に申告するものではありませんので、具体的な違反行為の事実を報告し、より詳細な情報提供を行うことを希望される場合は、このフォームではなく「[下請法申告受付窓口](#)」から申告してください。

情報提供フォームのURL・バナー

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/20220126>

違反行為情報提供フォーム▶

下請代金支払遅延等防止法





経済産業省
関東経済産業局

**ご静聴いただき、
誠にありがとうございました。**